○国土交通省告示第六百十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の七において準用する第七条の九の規定により、同規則第十八条の五第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の七において準用する第七条の十八第二号の規定により、公示する。

平成二十四年五月十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録番号　1

二　登録経理試験実施機関の氏名又は名称　財団法人建設業振興基金

三　変更後の登録経理試験実施機関の氏名又は名称　一般財団法人建設業振興基金

○海上保安庁告示第百二十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三一度五八分二〇秒東経一三二度二九分四〇秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三一度五五分四〇秒東経一三三度三四分二〇秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三二度二二分東経一三三度一三分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三二度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヨ)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内

(タ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(レ)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ソ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ツ)　北緯三二度三三分東経一三四度〇六分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十四年五月三十日から平成二十四年六月二十日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第十九号（平成二十四年五月十八日発行）、四管区水路通報第二十号（平成二十四年五月十七日発行）、五管区水路通報第十九号（平成二十四年五月十八日発行）及び十管区水路通報第十九号（平成二十四年五月十八日発行）により通報

○防衛省告示第百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十八日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

自衛艦八隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十八日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年六月四日から同年六月二十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十八日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年六月四日から同年六月二十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度〇九分一三秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒